

平成27年5月20日

「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」及び「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」の成立について

一般社団法人 第二地方銀行協会  
会 長 菊 池 康 雄

去る5月13日に「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」が成立し、本日、「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が成立しました。

これらの法律は、①地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給促進及び②大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給を確保する観点から、日本政策投資銀行および商工組合中央金庫（以下、「両機関」という）の在り方の見直しを主眼とするものと認識しております。

今回の法律には、①両機関がその業務を行うに当たり、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することがないように特に配慮する義務を課すこと、②その取組み方針等について、事業計画等に記載すること、③両機関の業務の在り方等について、適当な時期に検討を加え、必要があるときは所要の措置を講ずること、が定められています。これらは、「官業は民業の補完」であるべきとの当業界の従来からの主張と基本的に方向性を同じくするものと理解しており、これらの施策が具体的かつ実効性あるかたちで確実に実現されることが肝要であると考えます。

また、今回の法律の趣旨を踏まえ、今後、両機関と民間金融機関との間で、協働して地域の活性化に資するため、民業補完の状況や連携・協調の在り方等について、率直に議論できるよう定期的な意見交換の場を設けることも有意義と考えます。

他方、今回の法律において、政府は、両機関の株式について、危機対応業務等の適確な実施を確保する観点から、当分の間、一定保有するとされていますが、両機関の目的の達成に与える影響等を踏まえつつその縮減を図り、できるだけ早期に全部処分するとされています。私ども民間金融機関としては、両機関の完全民営化に向け、これらの措置が確実に実行されるべきと考えます。

以 上